

(5) 小規模事業経営支援事業

① 概要

目 的	<p>商工会、商工会議所(以下「商工会等」という)の行う小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業(以下、「経営改善普及事業」という。)並びに商工会連合会の行う商工会を指導する事業及び経営改善普及事業に要する経費、商工会議所連合会の行う運営指導事業に対し補助金を交付し、地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている小規模事業者の振興と安定を図る。</p> <p>商工会等の概要については、次ページ「1)商工会等の概要」を参照。</p>			
事 業 内 容	<p>1)支援の流れ</p> <p>県から商工会等及び商工会連合会へ補助金を交付し、商工会等を通じて県内小規模事業者へ各種事業支援を行うものである。</p> <p>2)主な支援策等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模事業支援事業 <p>商工会等及び商工会連合会の補助対象職員の設置費及び指導事業に係る経費を補助</p> ・統合・合併、広域連携支援事業 <p>商工会等が統合・合併又は広域連携を実施することによって、早期の一体感の醸成又は地域の交流を促進し、小規模事業者の経営状況向上を図るために実施する事業に対する補助</p> ・若手後継者等育成事業 <p>商工会議所及び商工会連合会が支援する将来の商工団体の活動の担い手となる青年部・女性部の自主的な活動に対する補助</p> ・経営指導推進費 <p>経営改善普及事業の効果的な推進を図るため、小規模事業者との連絡調整を行う小規模企業振興委員の活動費に対する補助</p> 			
当初予算額 (平成25年度)	23億8,543万3千円			
決算額 (平成25年度)	23億7,238万4千円			
成果目標の 達成状況 (平成25年度)	項 目	目 標	成 果	達 成 状 況
	巡回・窓口相談	140,000回	140,984回	達成
	講習会等による指導	2,500回	3,215回	達成

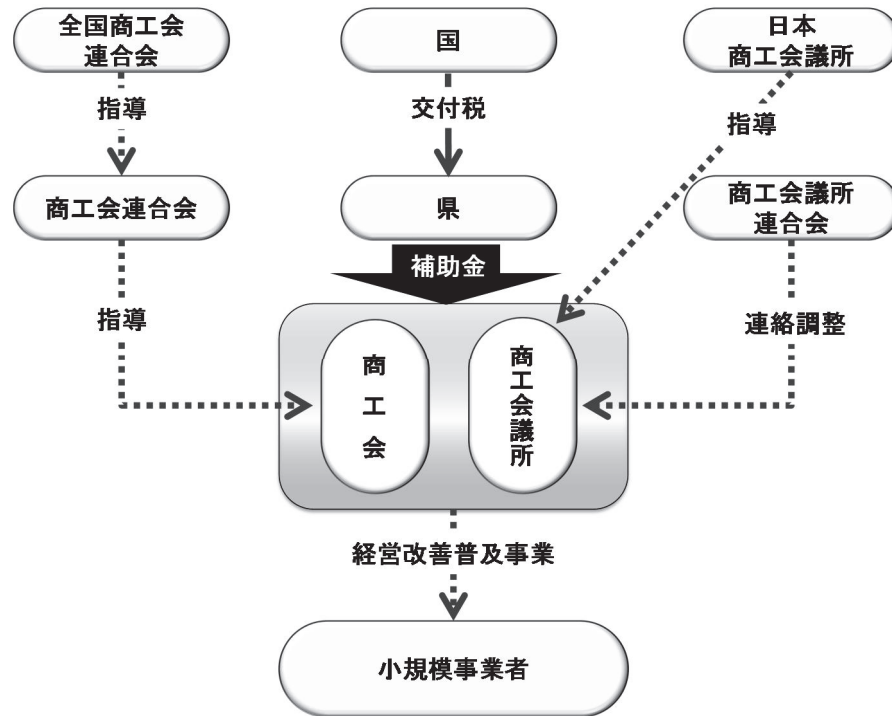
当事業は、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（小規模事業者支援促進法）」及び「小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱」等に基づいて実施されている事業である。また、中小企業連携組織支援事業と同様、以前は国庫補助事業により実施されていたが、現在は一般財源化されている。

商工会等は、小規模事業者支援促進法において、小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業を実施する「指導団体」として位置づけられている。小規模事業者の経営や技術の改

善、向上を促進するため、各市町村にある商工会等に経営指導員が置かれ、小規模事業者の経営相談、経営指導にあたっている。経営指導員は、小規模事業者の経営において必要な金融、税務、労働、取引、経理、その他あらゆる分野にわたってきめ細かく相談に応じ、指導を行っている。

1) 商工会等の概要

・商工業者に対する指導体制



【商工会】

商工会は、「商工会法」に基づき運営されている法人（管轄官庁は、経済産業省中小企業庁）。特に小規模の地域内商工業者の経営の改善に関する相談とその指導、地域内経済振興をはかるための諸活動及び社会一般の福祉の増進に資することを目的としている。

【商工会議所】

商工会議所は、「商工会議所法」に基づき運営されている法人（管轄官庁は、経済産業省経済産業政策局）。商工業の改善・発展を目的として、市など一定地区内の商工業者によって組織されている。中小企業施策のほか、輸出品の原産地証明の発給や商事紛争の仲介等、国際的な業務も実施している。

【商工会連合会】

商工会連合会は、商工会の運営指導（人事権含む）をはじめ、商工会全般の健全な発展と商工業の振興に寄与することを目的としている。全国47都道府県に商工会連合会が設立され、47都道府県連合会の運営を支援するために、全国商工会連合会が設立されている。

【商工会議所連合会】

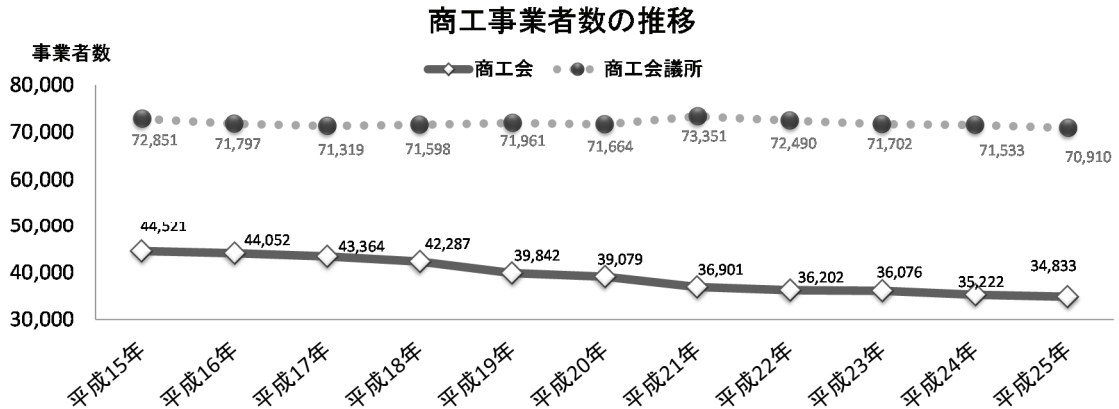
商工会議所連合会は、中小企業及び地域経済の発展を目的に、地域の総合経済団体である県内各商工会議所、さらに国・県等関係機関との連絡調整を行っている。

2) 県内商工会・商工会議所の状況

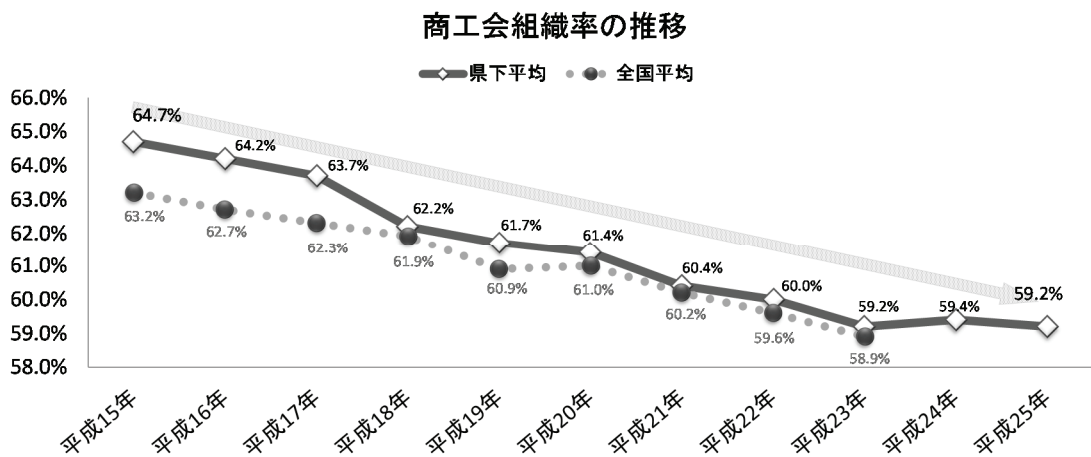
(平成 25 年 4 月 1 日現在)

	団体数	商工業者数 A	会員数 B	組織率 B/A
商 工 会	70	34,833	20,611	59.2%
商 工 会 議 所	18	70,910	35,664	50.3%
計	88	105,743	56,275	53.2%

平成 15 年度から平成 25 年度にかけての商工業事業者数及び組織率の推移は以下のとおりである。

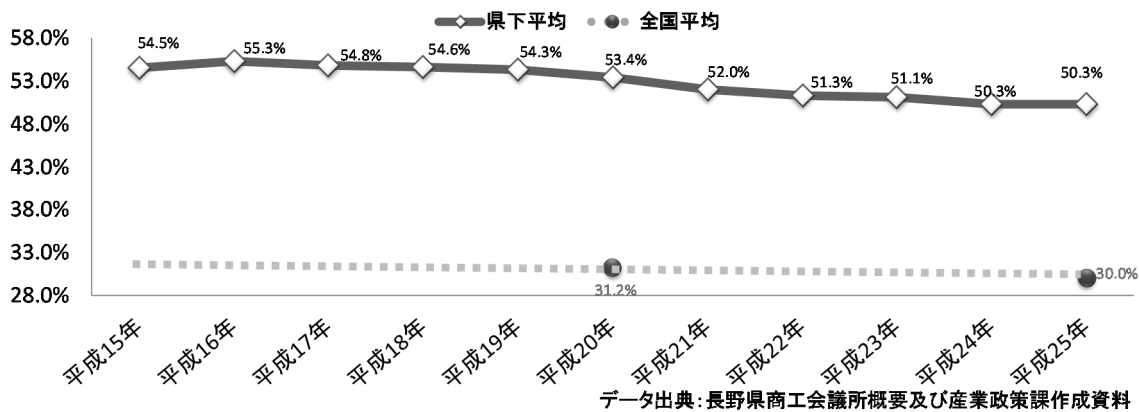


データ出典: 産業政策課作成資料



データ出典: 商工会中期マスタープラン及び産業政策課作成資料

商工会議所組織率の推移

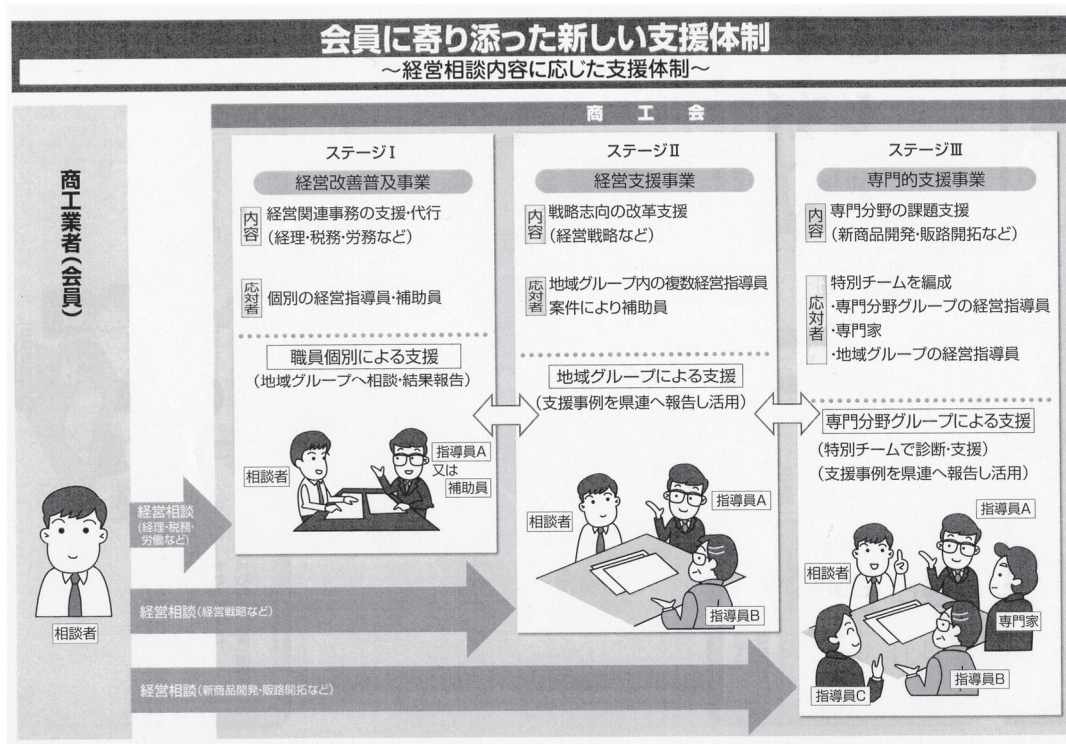


※全国平均は調査可能な、平成20年、平成25年分のみ記載

経済環境の変化等により、商工業者数は減少が続いている。

組織率について、商工会議所は低下傾向にはあるものの、全国平均を大きく上回って推移している。一方、商工会はより顕著な低下傾向にあり、平成17年までは全国平均を上回っていたものの、それ以降は全国平均とほぼ同様の水準となっている。

長野県商工会連合会は、こうした状況に危機意識をもち、平成25年3月に「商工会中期マスタープラン」を作成して、商工業者のニーズに応えるべく、より高度・専門的な経営支援体制を構築することとしている。



(出典:商工会中期マスタープラン)

さらに、産業政策課においても、平成 27 年度より商工会等における効率的な指導體制の構築を図るため、補助金算出方法を見直すとともに、シニア専門指導員を増員、配置することとしている。

○平成 27 年度に予定されている補助金算出方法の変更

(1) 変更内容

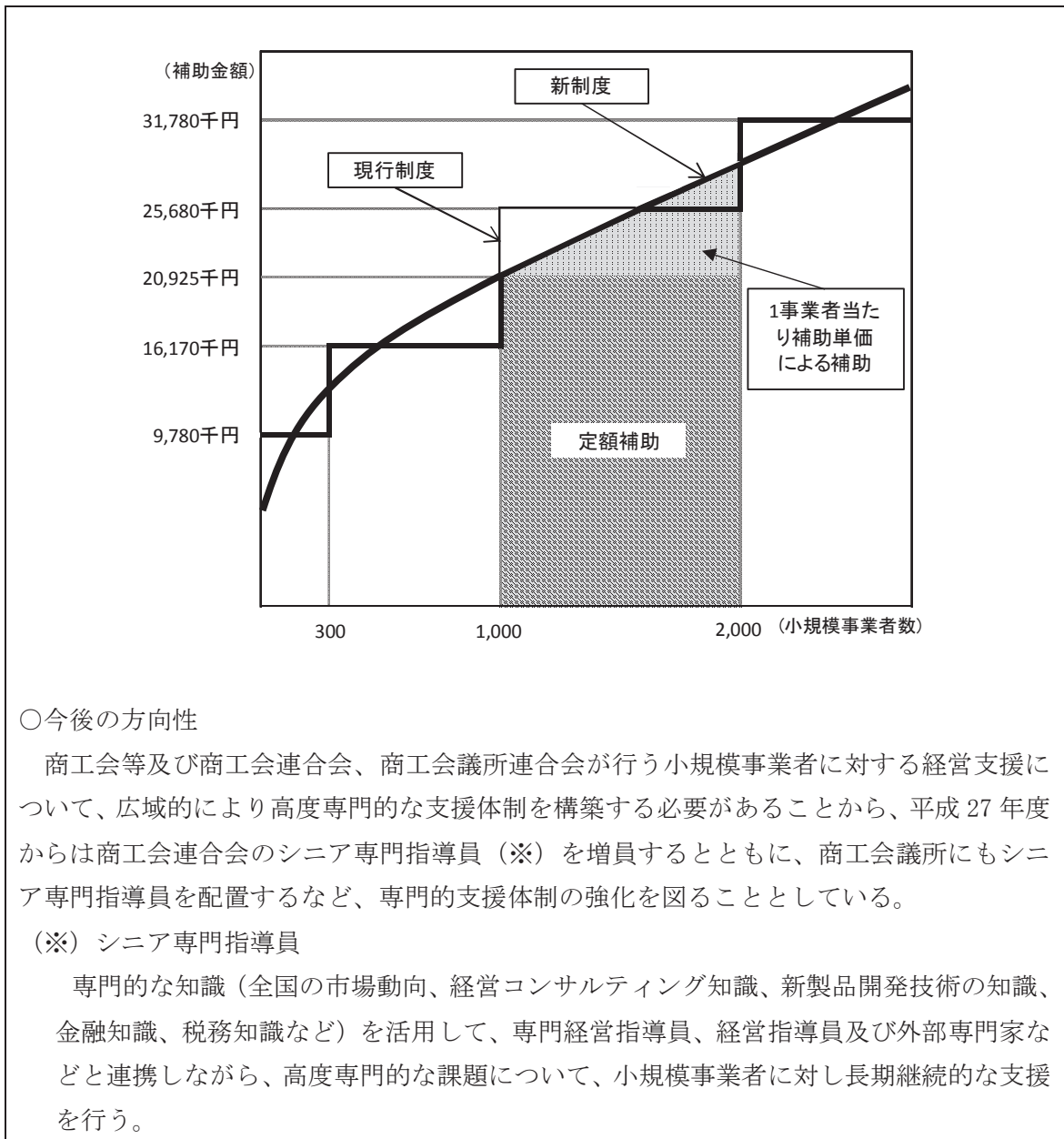
- ・事業所数に平成 24 年度の経済センサス調査結果を採用（従来は、平成 18 年度事業所・企業統計調査）
- ・補助金配分基準額を改訂（階段状の基準額から事業者数に応じた配分基準に変更）
- ・合併特例加算の廃止（従来は、統合・合併等の進捗度合いにより補助額に差を設けていた）
- ・一部統合・合併、未統合・未合併団体の補助率削減措置の廃止（同上）
- ・統合・合併団体の支所設置加算の創設

(2) 削減額

算出方法の変更により、223 百万円（商工会 115 百万円、商工会議所 108 百万円）の削減を見込んでいる。

(補助金算出方法の変更によるイメージ)

現行制度 (平成22年度から平成26年度まで)			新制度 (平成27年度から)		
小規模事業者数		配分基準額 (千円)	小規模事業者数	定額補助 (千円)	補助単価 (円)
~	300	9,780	~	300	26,950
301 ~	1,000	16,170	301 ~	1,000	11,357
1,001 ~	2,000	25,680	1,001 ~	2,000	7,805
2,001 ~	3,000	31,780	2,001 ~	3,000	6,100
3,001 ~	4,000	37,880	3,001 ~	4,000	6,105
4,001 ~	5,000	43,990	4,001 ~	5,000	6,105
5,001 ~	6,000	50,090	5,001 ~	6,000	6,100
6,001 ~	7,000	56,190	6,001 ~	7,000	7,805
7,001 ~	8,000	65,700	7,001 ~	8,000	7,805
8,001 ~	9,000	71,800	8,001 ~	9,000	6,105
9,001 ~	10,000	77,910	9,001 ~	10,000	6,105
10,001 ~	11,000	84,010	10,001 ~	11,000	6,100
11,001 ~	12,000	90,110	11,001 ~	12,000	6,100



（出典：産業政策課作成資料）

3) 監査の結果及び意見

ア 小規模事業経営支援事業の有効性について(意見)

商工会・商工会議所の組織率は年々低下傾向にあることから、それぞれに対する商工業者の期待が薄れてきているおそれがある。

当事業の目的は、商工会・商工会議所への補助を通じて、小規模事業者の振興と安定を図ることにあり、したがって、県の役割は小規模事業者のニーズに応えられるように商工会・商工会議所の活動を支援していくことにあるはずである。この点、成果目標が「巡回・窓口相談」、「講習会等による指導」回数といった指標では、小規模事業者の振興と安定に寄与しているか明らかでない。例えば、講習会といっても盛況なものもあれば参加者が限定的なものもある。このように単純に回数で評価をしてしまえば、上記の目的を達成できないおそれがあり、例えば、組織率の向上や小規模事業者の満足度等を成果目標値とし

て設定することを検討すべきである。

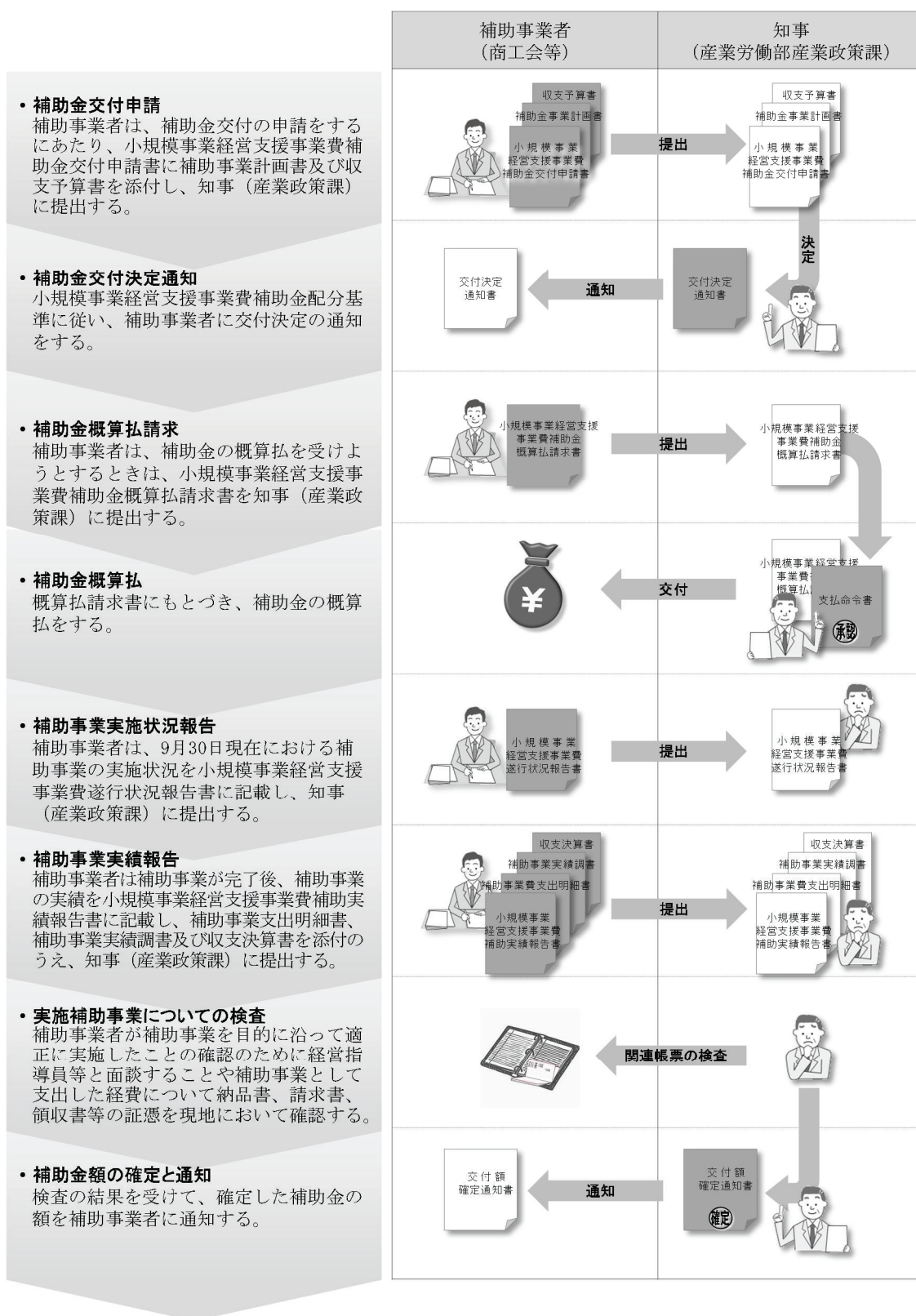
また、商工会連合会においては商工会を取り巻く厳しい状況を考慮し、自ら改革プランを作成し経営支援の「質」の強化を図っている。しかし、補助金については、平成27年度に予定されている制度改正の内容を鑑みても、依然として小規模事業者数に基づく配分が主体となっている。こうした取り組みをより一層支援していくのであれば、積極的、先進的な取り組み（例えば、時代のニーズに応じた多様な需要の掘り起こしや、販路拡大に資する取り組みなど）を実施している商工会・商工会議所により多くの補助金を交付する仕組みや、効果的な事業を実施する団体に必要な補助金を交付する仕組みを構築する等、よりインセンティブを与えるような仕組みも検討すべきである。

さらに、小規模事業者の支援に対する県の意向を、商工会及び商工会議所により浸透させていくため、それぞれの県連組織を有効に活用するなどの方策についても、検討する余地があると思われる。

商工会・商工会議所による経営改善普及事業のほか、小規模事業者については様々な経営支援を受けられる環境が整ってきている。それに応じて、商工会・商工会議所の役割も変化が求められる。従来以上に、商工会・商工会議所の機能強化に向けた支援が望まれる。

②補助金事務の状況

小規模事業経営支援事業の業務プロセスは下記に示すとおりである。



以上の小規模事業経営支援事業費補助金の補助金事務の業務を確認した結果、これらの業務は、小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱にしたがい適正に実施されていた。

II. 産業立地・経営支援課

1. 県直営事業

(1) 産業集積促進事業

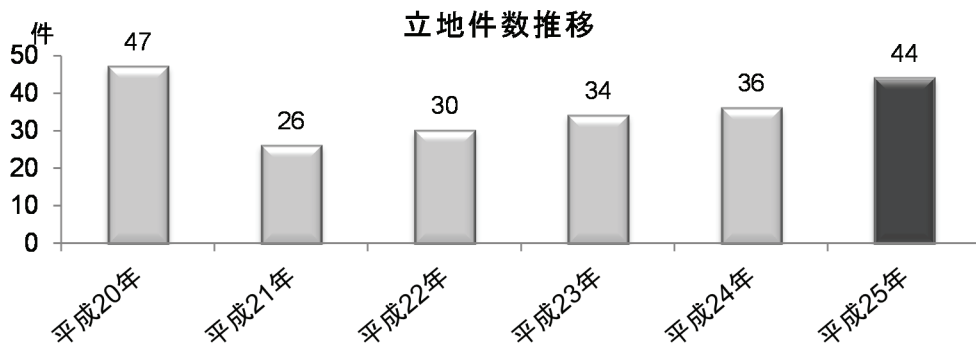
① 概要

目的	<p>今後成長が見込まれる産業分野の企業や、未だ企業訪問活動を展開していない地域等を対象とした集中的な誘致活動により、県内産業の空洞化防止並びに産業集積を推進し、設備投資の促進、雇用の創出、税収の確保、立地企業との取引拡大など、地域産業の活性化を図る。</p>		
事業内容	<p>当事業は以下の項目に従い実施されている。</p>		
	項目	実施方法	平成 25 年度 事業実績
	産業誘致連携事業	直接	<ul style="list-style-type: none"> 産業誘致ネットワーク会議の開催 ⇒企業経営者と知事との意見交換会開催:3 回 市町村産業誘致担当職員のスキルアップ ⇒スキルアップ講座の開催:1 回
	学官連携企業訪問事業	直接	<ul style="list-style-type: none"> 大学等の連携による企業誘致活動 ⇒信州大学と連携した富山県内の企業訪問:25 社
	企業誘致広報事業	直接	<ul style="list-style-type: none"> 企業誘致のためのガイドブック作成 ⇒ガイドブック:6000 部、ガイドマップ:3000 部 産業団地の紹介広告掲載 ⇒近畿長野県人会機関紙掲載・配布 県内外の展示会・商談会への参加 ⇒参加展示会等:3 回、ガイドブック等配布:450 社
	産業立地推進役の設置	直接	<ul style="list-style-type: none"> 県外事務所に民間企業 OB の産業立地推進役を設置し、企業立地情報の収集等を図る。
	ものづくり産業応援助成金	補助金	<ul style="list-style-type: none"> 製造業等の企業が県内で一定規模の投資及び雇用条件を満たして工場等を新增設する場合に助成金を交付(交付実績 9 件)
	航空宇宙産業育成強化支援事業費	補助金	<ul style="list-style-type: none"> 成長が期待される航空宇宙産業分野の集積に資する拠点整備に対し、補助金を交付
産業集積促進事業費諸費	直接	<ul style="list-style-type: none"> 産業誘致のための旅費・消耗品費等 不法占有建物に関する経費 	
<p>産業集積に直接関連が強い項目については、「詳細検討」欄に○を付し、「②事業内容の詳細」で事業の実施状況を検討した。</p>			
当初予算額 決算額 (平成 25 年度)	(単位:千円)		
	項目	実施方法	当初予算
	産業誘致連携事業	直接	224
	学官連携企業訪問事業	直接	144
	企業誘致広報事業	直接	1,824
	産業立地推進役の設置	直接	15,043
	ものづくり産業応援助成金	補助金	697,400
	航空宇宙産業育成強化支援事業費	補助金	-
	産業集積促進事業費諸費	直接	3,712
	合 計		718,347
		決算額	62
			26
			1,696
			13,336
			504,200
			9,000
			9,012
			537,332

成果目標の 達成状況 (平成25年度)	項目	目標	成果	達成状況
	企業誘致件数	40件	44件	達成
	航空宇宙産業整備拠点 入居企業数	4件	4件	達成
	<ul style="list-style-type: none"> 成長産業分野の企業や研究所・研究開発型企業の積極誘致 平成25年度は、再生可能エネルギー固定価格買取制度を背景とした太陽光発電施設の立地の増加により、目標件数を達成したとしている。 今後成長が期待される航空宇宙産業への支援等を通じた、県内の産業集積の推進。 			

企業等の立地件数は年間30件から40件程度で推移しており、平成21年度からはわずかながら増加傾向にある。

平成25年度は、電気業の誘致件数が増加している。これは、再生可能エネルギー固定価格買取取り制度を背景とした太陽光発電施設の立地による増加である。



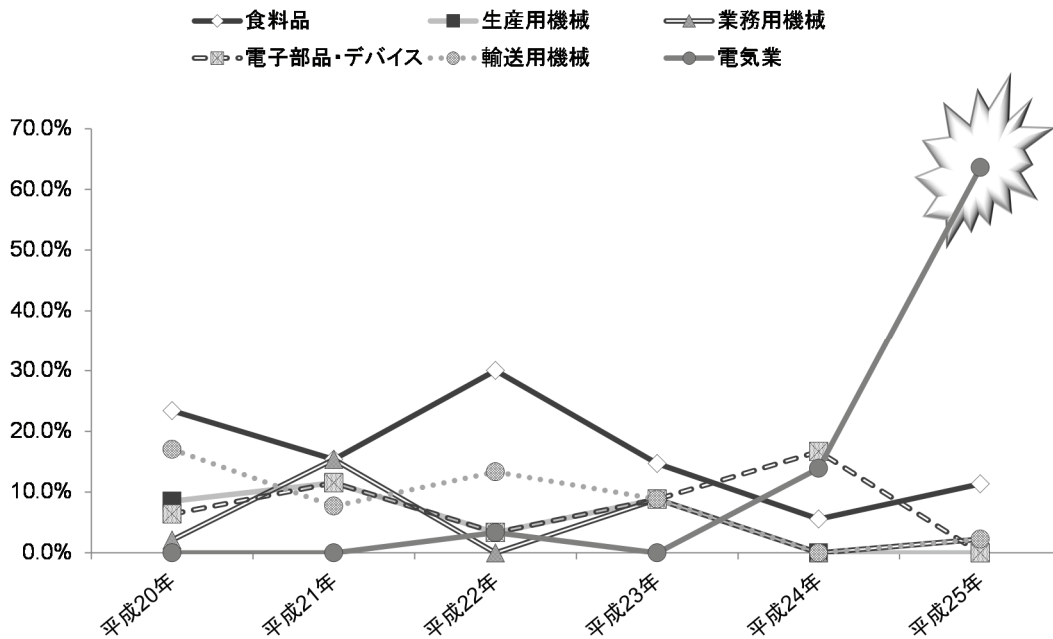
データ出典：平成25年工場立地動向調査の概要(速報)

企業誘致件数

産業分類	平成20年		平成21年		平成22年		平成23年		平成24年		平成25年	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
食料品	11	23%	4	15%	9	30%	5	15%	2	6%	5	11%
飲料・たばこ・飼料	1	2%					2	6%	1	3%		
木材・木製品							1	3%			1	2%
家具・装備品									1	3%		
パルプ・紙							1	3%				
印刷			1	4%	1	3%	1	3%	1	3%		
化学工業					1	3%	2	6%	5	14%		
プラスチック製品	2	4%	1	4%	1	3%	2	6%	4	11%	2	5%
ゴム製品									1	3%	2	5%
窯業・土石	1	2%			1	3%			1	3%		
鉄鋼業	5	11%					1	3%	2	6%		
非鉄金属業	1	2%	2	8%	1	3%					2	5%
金属製品	5	11%	3	12%	8	27%	2	6%	4	11%	1	2%
はん用機械	4	9%					3	9%	2	6%		
生産用機械	4	9%	3	12%	1	3%	3	9%				
業務用機械	1	2%	4	15%			3	9%			1	2%
電子部品・デバイス	3	6%	3	12%	1	3%	3	9%	6	17%		
電気機械	1	2%	2	8%	1	3%	1	3%	1	3%		
情報通信機械							1	3%			1	2%
輸送用機械	8	17%	2	8%	4	13%	3	9%			1	2%
電気業					1	3%			5	14%	28	64%
ガス業			1	4%								
合計	47	100%	26	100%	30	100%	34	100%	36	100%	44	100%

データ出典：平成25年工場立地動向調査の概要(速報)

業種別立地件数割合



データ出典:平成25年工場立地動向調査の概要(速報)

② 事業内容の詳細

1) 産業立地推進役の設置

ア 設置目的

企業の本社が集中する東京、名古屋、大阪の3大都市圏における企業訪問活動により、県内へより多くの企業誘致を図るため、民間企業の営業で培った豊富な人的ネットワークを持つ産業立地推進役を配置する。

イ 設置体制

地区	人数	経歴
東京	2名	民間出身 営業職 22年・35年
名古屋	1名	民間出身 営業職 29年
大阪	1名	民間出身 営業職 35年

(出典:産業立地・経営支援課作成資料)

ウ 企業訪問実績・目標及び成果

・訪問活動状況

地区	企業訪問数		備考
	平成24年度	平成25年度	
東京(2名)	815件	810件	・企業訪問数の差は推進役の交代期による。 ・訪問件数は延べ件数
名古屋(1名)	577件	383件	
大阪(1名)	541件	581件	
合計	1,933件	1,774件	

(出典:産業立地・経営支援課作成資料)

・立地実績等

年度	立地企業数	立地市町村	業務内容	本社所在地
25	3件	飯田市	プラント及び機械器具販売等	東京都千代田区
		茅野市	木製サッシ製造	東京都大田区
		佐久市	樹脂管プレファブ製品の設計・製造	大阪市
24	3件	佐久市	食品添加物製造	東京都中央区
		飯田市	電気製品販売	名古屋市
		伊那市	防錆フィルム等の機能性フィルム製造	愛知県豊橋市
立地の可能性がある案件			業種及び件数	
35件			総合建設業 4件、食品・清涼飲料水製造関連 7件 医療機器等製造 6件、印刷業 3件、その他 15件	

(出典:産業立地・経営支援課作成資料)

3大都市圏に総勢4名の推進員を配置し、一人平均年間延べ4～5百件の企業を訪問している。一日に換算すれば、平均2～3件の企業を訪問していることになることから、相当精力的に活動していることが伺える。

一般に企業立地は自治体間の競争も激しく、1,000件に1件、10,000件に1件ともいわれるほど、成約に至るまでの難易度が非常に高いことが想定される中、平成24、25年度ともに一定の立地企業数を獲得している。また、今後、立地の可能性のある案件も相当数抱えていることから、当事業の有効性が見て取れる。

また、今後の方策として、ICT等情報機器¹³を活用したタイムリーな情報取得に努めるとともに、成長期待分野の企業等に豊富なネットワークを持つ推進役を積極採用する等、誘致活動の強化に努めていることから積極的な推進活動が認められる。

2) ものづくり産業応援助成金

ア 設置目的

県は、製造業等のものづくり産業を営む法人等が行う投資を応援することにより雇用の確保及び地域経済の発展を図るため、平成17年3月に「信州ものづくり産業投資応援条例」を制定し、以下の支援を行っている。

- a. 不動産取得税の課税免除
- b. 不動産等の取得に要する費用の一部補助

○信州ものづくり産業投資応援条例（抜粋）

（不動産取得税の課税免除）

第2条 ものづくり産業投資応援地域内において、別表に掲げる事業を営み、又は営もうとする法人又は個人（規則で定めるところにより知事の認定を受けた法人又は個人に限る。）が、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間（以下この項及び第4条において「対象期間」という。）に**当該事**

¹³ ICTとはInformation and Communication Technologyの略であり、情報処理及び情報通信を意味する。ICT等情報機器の代表的なものとして、コンピュータ、TV会議システム、スマートフォン、タブレット端末等が挙げられる。

業の用に供する家屋及びその敷地である土地（以下この項及び次条において「家屋等」という。）の取得（当該事業の用に供する家屋のうち、対象期間内に取得し又は借り受けた土地を敷地とするもので当該土地を取得し又は借り受けた日の翌日から起算して1年以内に建設の着手があったものの取得を含む。）をした場合における当該家屋等の取得に対しては、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、不動産取得税を課さない。

(1) 当該ものづくり産業投資応援地域内において新設又は増設をした当該事業の用に供する一の生産設備（ガスの製造又は発電に係る設備を含む。）で、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）の取得価額が1億円以上であること。

(2) 当該家屋等を事業の用に供したことに伴って増加する雇用者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者で、期間の定めのない労働契約を締結しているものに限る。）の数が5人以上（大企業者（法人又は個人で中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者以外のものをいう。）にあつては、10人以上）であること。

(補助)

第4条 県は、別表に掲げる事業のうち知事が定めるものを営み、又は営もうとする法人又は個人に対し、予算の範囲内において、対象期間（知事が定める場合にあつては、知事が定める期間）内にもものづくり産業投資応援地域内において当該事業の用に供する不動産等のうち知事が定めるものの取得をした場合における当該不動産等の取得に要する費用の一部を補助するものとする。

(別表)

製造業 情報サービス業 道路貨物運送業 倉庫業 こん包業 卸売業 デザイン・機械設計業 経営コンサルタント業 エンジニアリング業 自然科学研究所 機械修理業（電気機械器具修理業を含む。） 総合リース業 産業用機械器具賃貸業 事務用機械器具賃貸業 広告代理業 ディスプレイ業 産業用設備洗浄業 非破壊検査業

当事業は、上記「b. 不動産等の取得に要する費用の一部補助」を実現させるための事業であり、企業が県内に工場を新・増設し、一定額以上の設備投資と一定数以上の常時雇用者を新たに採用し、環境への配慮を行う場合に助成金を交付することで、地域経済の発展と雇用の確保を図ることをその目的としている。

イ 助成要件及び助成率・助成限度額

a. 県営産業団地立地企業以外

対象地域	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体等が造成した産業団地等 ・工場適地 ・都市計画法に規定する工業系の用途地域 ・農村工業等導入地区 ・その他知事特認地域 			
対象業種	製造業、情報サービス業、自然科学研究所を営む法人又は個人			
区分	1. 県外からの新規立地	2. 研究所の立地 (新設・増設)	3. 新設(1,2に当てはまらない場合)	4. 増設(1,2の区分に当てはまらない場合、中小企業者のみ)
生産設備※1の取得価額	25億円～50億円以上	3億円以上	5億円以上	5億円以上
新規常勤雇用者	50人～200人以上	5人以上	10人以上	10人以上
助成率	10%～20%以内	15%以内	5%以内～15%以内※2	5%以内
助成限度額	10億円以内	6億円以内	5億円以内	5億円以内

※1 生産設備とは、土地を除く、建物又は機械等の設備である減価償却資産をいう。

※2 新規雇用者数や経済波及効果などに応じて助成率が変動する。

(出典:長野県産業立地ガイド HP)

b. 県営産業団地への立地

対象地域	県営産業団地			
対象業種	製造業等(※1)			
区分	1. 県外からの新規立地	2. 研究所の立地 (新設・増設)	3. 新設(1,2に当てはまらない場合)	4. 増設(1,2の区分に当てはまらない場合、中小企業者のみ)
生産設備※2の取得価額	25億円以上	3億円以上	3億円以上	1億円以上
新規常勤雇用者	50人以上	5人以上	10人以上	10人以上
助成率	20%以内	15%以内	15%以内	5%以内
助成限度額	10億円以内	6億円以内	6億円以内	6億円以内

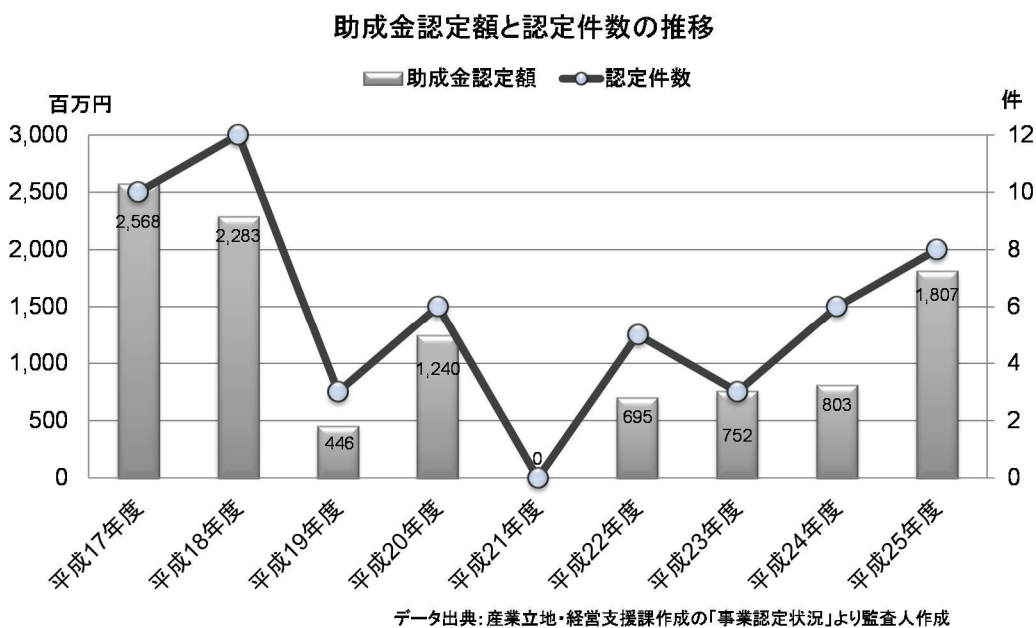
※1 信州ものづくり産業投資応援条例(別表)に掲げる事業をいう。

※2 生産設備とは、土地を除く、建物又は機械等の設備である減価償却資産をいう。

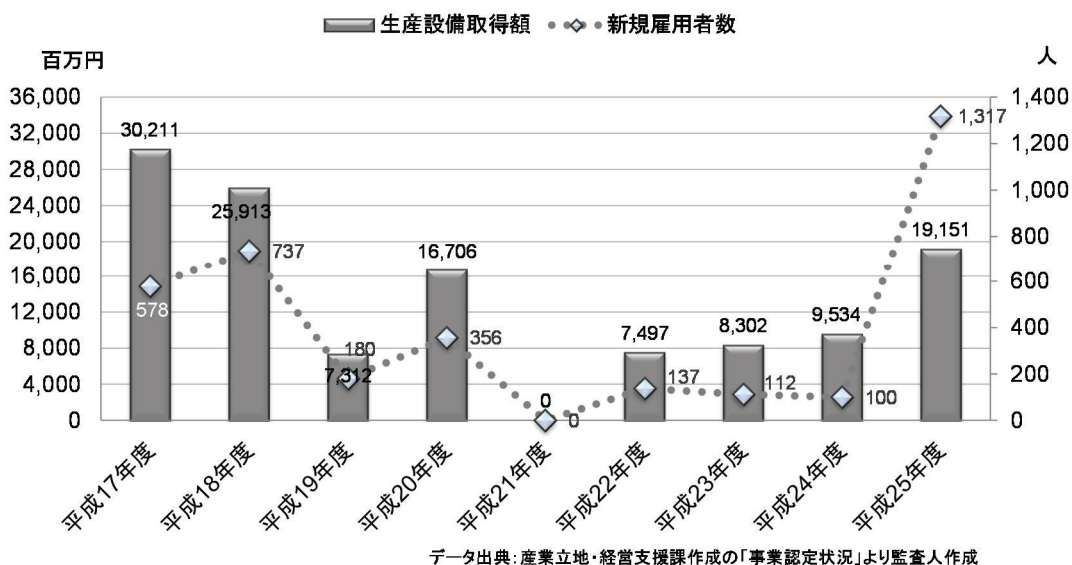
(出典:長野県産業立地ガイド HP)

ウ 助成金等の推移

ものづくり産業応援助成金認定額と認定件数の推移は下記のとおりである。



生産設備取得額と新規雇用者数の推移



(金額単位: 百万円)

項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
件数	10	12	3	6	0	5	3	6	8
助成金認定額	2,568	2,283	446	1,240	-	695	752	803	1,807
生産設備取得額	30,211	25,913	7,312	16,706	-	7,497	8,302	9,534	19,151
新規雇用者数	578	737	180	356	0	137	112	100	1,317

(出典: 産業立地・経営支援課作成資料)

平成21年度はリーマンショックによる世界的な経済危機の影響を受け、助成金交付件数はゼロ件となった。その後、徐々に回復傾向にあるが、リーマンショック以前の水準への回帰へは今一步の水準となっている。

エ 他都道府県の助成制度との比較

企業立地促進にかかる補助金の他都道府県との比較してみると、ほとんどすべての都道府県で同種の助成制度が存在している。本県の補助制度は、補助率、最大補助額ともに平均的な水準にあるといえる。

■：塗潰しは、長野県の該当箇所を示す。

データは、一般財団法人日本立地センター工場立地相談窓口ホームページから入手

1 制度有無

有	無
45	2

制度無：茨城県、東京都

2 補助要件

(1) 投資要件

土地・建物・ 機械等	土地・建物	建物・機械等	機械等	その他(エリ ア・業種)
19	4	20	1	1

(2) 雇用要件

有	無
39	6

3 補助内容

(1) 一般的な製造業等の場合

県外製造業（非高度先端技術、非特化業種）の産業団地以外への立地に対する固定資産への補助

ア 補助率

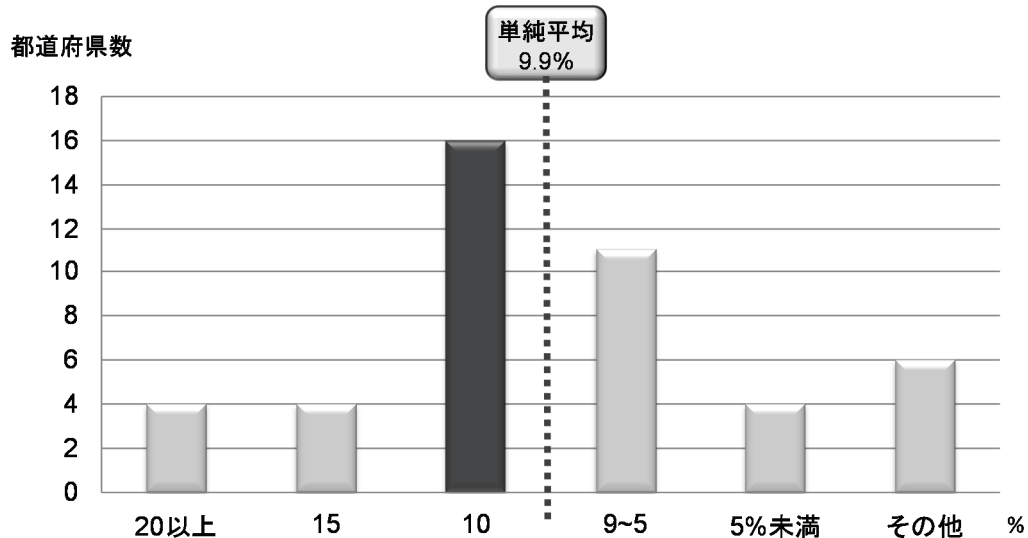
補助率(%)	20以上	15	10	9~5	5%未満	その他 (※)
道府県数	4	4	16	11	4	6

福島県(33%)、山形県、愛媛県、長崎県(20%)

長野県：10%(全国9位)

(※)その他：不動産取得税相当額補助等

一般的な製造業(県外)に対する補助率



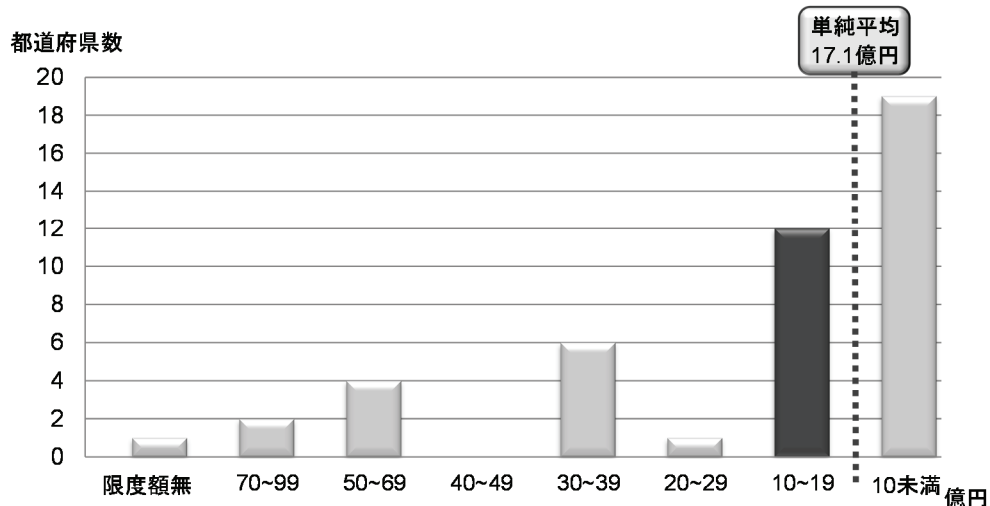
イ 限度額

限度額 (億円)	限度 額無	70~99	50~69	40~49	30~39	20~29	10~19	10 未満
道府県数	1	2	4	0	6	1	12	19

兵庫県(限度額なし)、和歌山県(90億円)、岡山県(70億円)、新潟県、佐賀県、熊本県、宮崎県(50億円)

長野県：県外からの大規模新規立地 10億円(全国14位)

一般的な製造業(県外)に対する補助限度額



(2) 最大限補助を受ける場合

高度最先端技術、特定業種への上乗せ、雇用への補助等を含む場合

ア 補助率

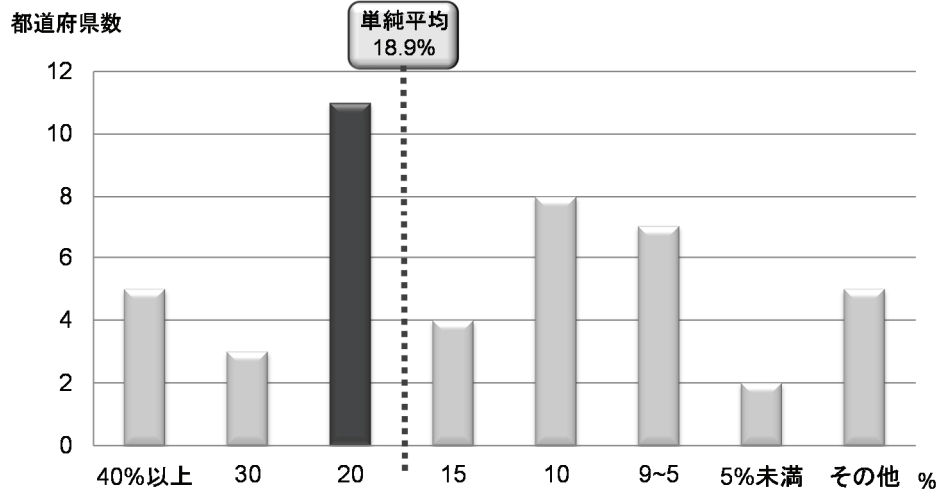
補助率 (%)	40% 以上	30	20	15	10	9~5	5% 未満	その他 (※)
道府県数	5	3	11	4	8	7	2	5

福島県(75%)、徳島県(50%)、高知県(45%)、広島県、山口県(40%)、岩手県、鳥取県、長崎県(30%)

本県：20%(全国11位)

(※)その他：不動産取得税相当額補助等

最大補助を受ける場合の助成率



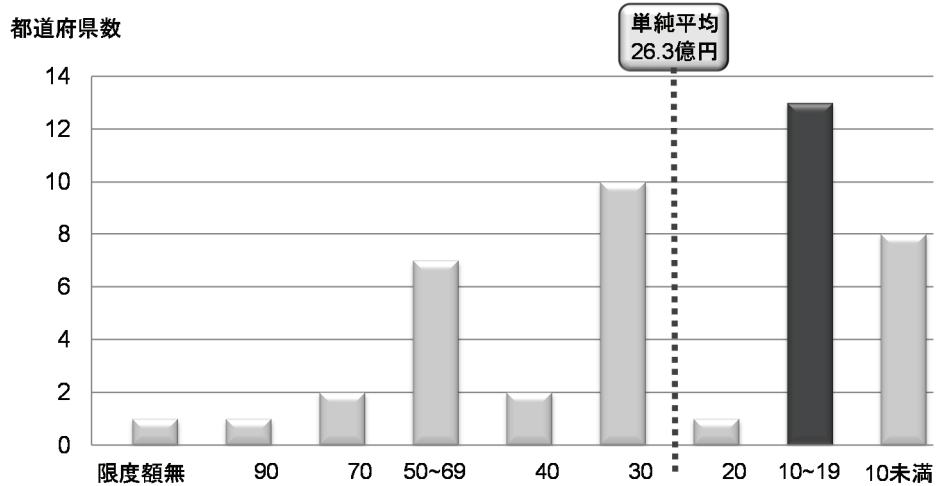
イ 限度額

限度額 (億円)	限度 額無	90	70	50 ~ 69	40	30	20	10 ~ 19	10 未満
道府県数	1	1	2	7	2	10	1	13	8

兵庫県(限度額なし)、和歌山県(90 億円)、岡山県、千葉県(70 億円)、宮城県(60 億円)

長野県：県外からの大規模新規立地 10 億円(全国 28 位)

最大補助を受ける場合の補助限度額



【監査の結果及び意見】

オ 産業集積促進事業の有効性について(意見)

当事業においては、今後成長が見込まれる産業分野や、未だ企業訪問活動を展開していない地域等を対象とした集中的な誘致活動により、県内産業の空洞化防止並びに産業集積を推進し、設備投資の促進、雇用の創出、税収の確保、立地企業との取引拡大など、地域産業の活性化を図るべく、助成事業を始め、広報活動、産業立地推進役や大学等との連携に努めている。

当事業の成果目標の一つとして、企業誘致件数が掲げられ、平成25年度においては目標40件に対し、実績44件と達成している状況にある。また、平成24年度においては、県営産業団地である日滝原産業団地1区画の分譲、富士見高原産業団地10区画の貸付、平成25年度においては、日滝原産業団地3区画の分譲及び富士見高原産業団地1区画の分譲を行った。これで日滝原産業団地については、保有する全ての区画の分譲等が完了した。

しかしながら、平成25年度の企業誘致実績44件のうち、63%超となる28件が再生可能エネルギー固定価格買い取り制度を背景とした太陽光発電施設の立地が占め、また、富士見高原産業団地の貸付も太陽光発電施設に関連するものとなっており、多くの雇用を生み出す実質的な企業誘致に繋がっていない。

また、助成制度については、「信州ものづくり産業投資応援条例」により、不動産取得税の免除、助成金の交付を行っているが、他の自治体と比較したところ、減免措置、補助率、限度額ともに平均並みの制度設計となっており、県外企業にとって魅力ある誘致制度となっていないおそれがある。

企業訪問の結果、聞かれる意見として、「理工系大学が少ない」ことがマイナスの側面として挙げられているとのことである。特に、ものづくり産業の振興にとって、産学官の連携が極めて重要である。そのため、産業集積を企業誘致に限るのではなく、理工系大学や研究機関も対象とすべきである。さらに、誘致の対象は国内の企業に限る必要はなく、もっと広く世界に視野を向け、海外の最先端企業の研究所等を誘致することも検討すべきである。誘致対象を国内企業に限定しないことにより、多くの雇用を伴う産業集積を実現させていくことが望まれる。

また、助成制度についても、助成金の拡充のみならず、例えば、法人事業税等の一定期間の減免等、他の自治体よりも魅力的な制度を検討し、初期投資に係る企業の負担軽減を図ることが必要である。

3) 航空宇宙産業育成強化支援事業費

当事業は、飯田市にある「公益財団法人 南信州・飯田産業センター¹⁴」が行う、航空機関連製品の特殊工程機能を有する貸工場整備に対して支援を行うものであり、平成25年度6月の補正予算で事業化されたものである。航空宇宙産業は、「しあわせ信州創造プラン（長野県総合5か年計画）」及び産業振興戦略プランにおいて、次世代を担う成長産業分野の一つとして位置付け、育成・強化を図っていくこととされている。

飯田・下伊那地域は、日本の航空機産業の中心である中京圏に近く、これまでも航空機部品の製造が盛んな地域であったが、いわゆる特殊工程と言われる「熱処理」「表面処理」が地域内で行えないことが課題となっていた。このため、当該工場を設置することにより地域内において一貫生産する体制を確立し、国内外の競争相手にも対抗しうる強い航空宇宙産業拠点が形成されることを期待したものである。

さらに、長野県内においては、飯田市、松川町、高森町、喬木村、豊丘村の5地区が、国際

¹⁴ 公益財団法人南信州・飯田産業センターは、飯田市と下伊那郡を中心とする地場産業団体及びその関係者の寄付金により設立した財団法人であり、地場産業振興を目的とする団体。

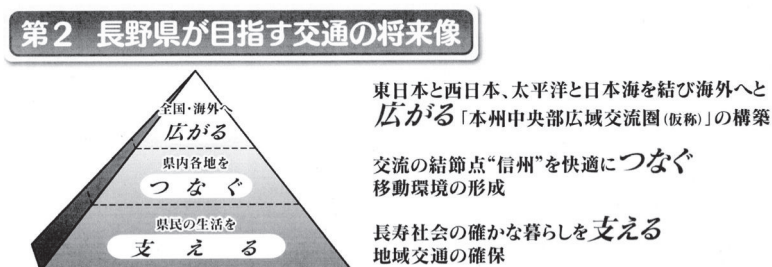
戦略総合特別区域「アジアNO. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区¹⁵」の指定を受けている。

以上のように、官民連携による次世代産業の育成・強化に向けた積極的な取り組みが認められる。

4) 交通環境変化への対応

平成 27 年 3 月に長野新幹線は、石川県金沢市まで延伸され、また、平成 39 年にはリニア中央新幹線の開業が予定され、飯田市に中間駅が設置されるなど長野県の交通環境も大きく変化する時期を迎えている。

このような交通環境の変化を産業振興における好機ととらえることもできることから、平成 25 年 3 月に県は「長野県新総合交通ビジョン」を策定し、「長野県が目指す交通の将来像」を示している。



「東日本と西日本、太平洋と日本海を結び海外へと広がる『本州中央部広域交流圏(仮称)』の構築」では、交通ネットワークが充実する中で、長野県が本州中部に位置することを優位性にとらえ、長野県が中心（起点、終点）として県域を越えた大きな流動を創出することを目指すとしている。

これは、企業誘致等を目的とする産業集積促進事業にとっても大きな好機である。

ア 県内交通環境の転換に応じた産業振興施策の検討について(意見)

既に、長野新幹線の延伸開業が迫っており、また、リニア中央新幹線の工事が平成 27 年には本格化するのが現況である。このように交通環境が大きく転換する状況下で産業政策関連事業に大きな変化は感じられない。

交通環境の転換期に長野県の立地の優位性を活かす産業振興施策を検討し、適時に実施することを検討すべきである。

企業誘致については、企業の進出に対する誘引（税制優遇、自然災害に対するリスク分散、交通の利便性など）を十分検討し、時期を逸しないことが重要と考える。

¹⁵ 特区内の事業者は、一定の条件のもとで「国際戦略総合特区設備等投資促進税制」、「総合特区支援利子補給制度」等の国の支援措置のほか、長野県では特区内で行う事業に対して、工場等の新增設を対象に助成金を交付する「ものづくり産業応援助成金」の助成率 1%が加算されるなど、優遇措置が認められる。